

富士川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

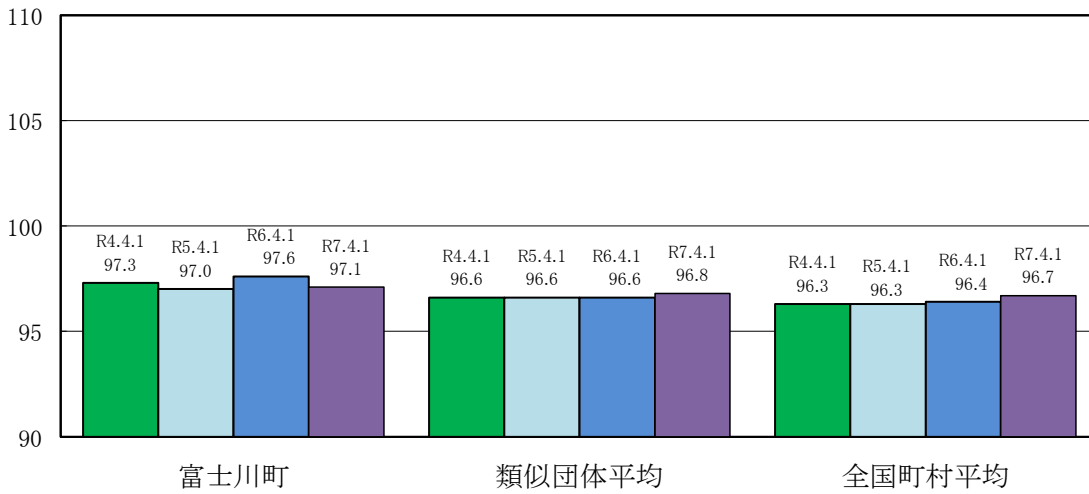
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度人件費率
令和6年度	人 13,926	千円 8,737,528	千円 204,565	千円 1,628,020	% 18.6	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 148	千円 559,159	千円 53,855	千円 226,712	千円 839,726	千円 5,674	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※富士川町は、人事委員会未設置のため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し
 [実施] 未実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げの解消は実施していない。

②地域手当の見直し
 ※富士川町は、地域手当の支給対象外となります。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士川町	40.3 歳	319,700 円	392,600 円	367,300 円
山梨県	42.7 歳	336,855 円	413,968 円	371,295 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	
富士川町	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	—	—	—
うち学校給食	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	42.3 歳	325,100 円	401,300 円	386,100 円
山梨県	41.4 歳	364,292 円	427,918 円	387,904 円
国	48.2 歳	333,346 円	—	375,323 円
類似団体	42.6 歳	316,386 円	369,728 円	333,242 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		富士川町		山 梨 県		国	
一般行政職	大 学 卒	220,000	円	226,728	円	220,000	円
	高 校 卒	188,000	円	195,472	円	188,000	円
技能労務職	高 校 卒	-	円	-	円	-	円
	中 学 卒	-	円	-	円	-	円
看護・保健職	大 学 卒	-	円	-	円	-	円
	短 大 卒	-	円	-	円	-	円

※平成27年4月1日より保健師職は一般行政職給料表を適用

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

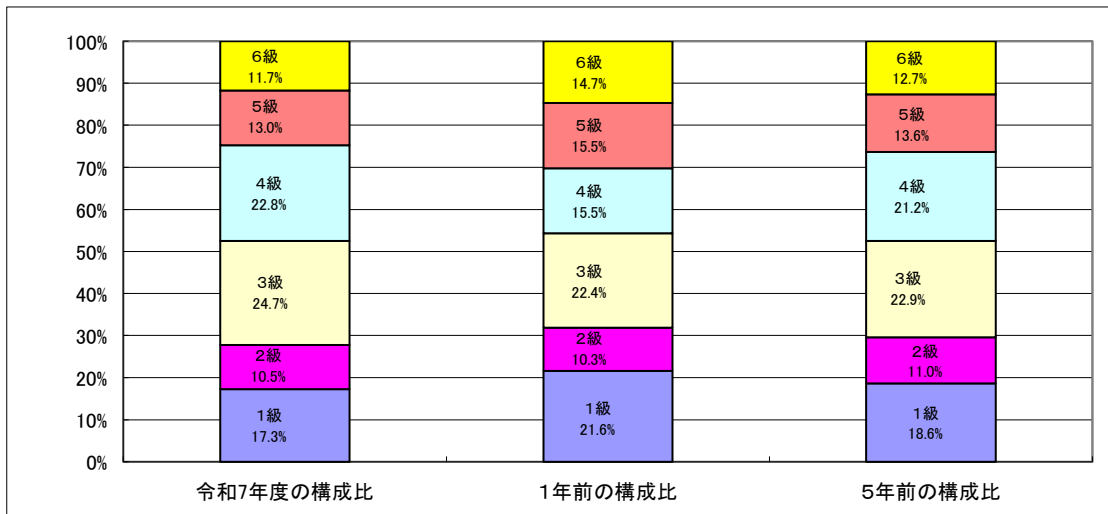
区 分		経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	273,000	円	354,000	円	374,000	円	400,000	円
	高 校 卒	-	円	-	円	-	円	376,000	円
技能労務職	高 校 卒	-	円	-	円	-	円	-	円
	中 学 卒	-	円	-	円	-	円	-	円
看護保健職	大 学 卒	-	円	-	円	-	円	-	円
	高 校 卒	-	円	-	円	-	円	-	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

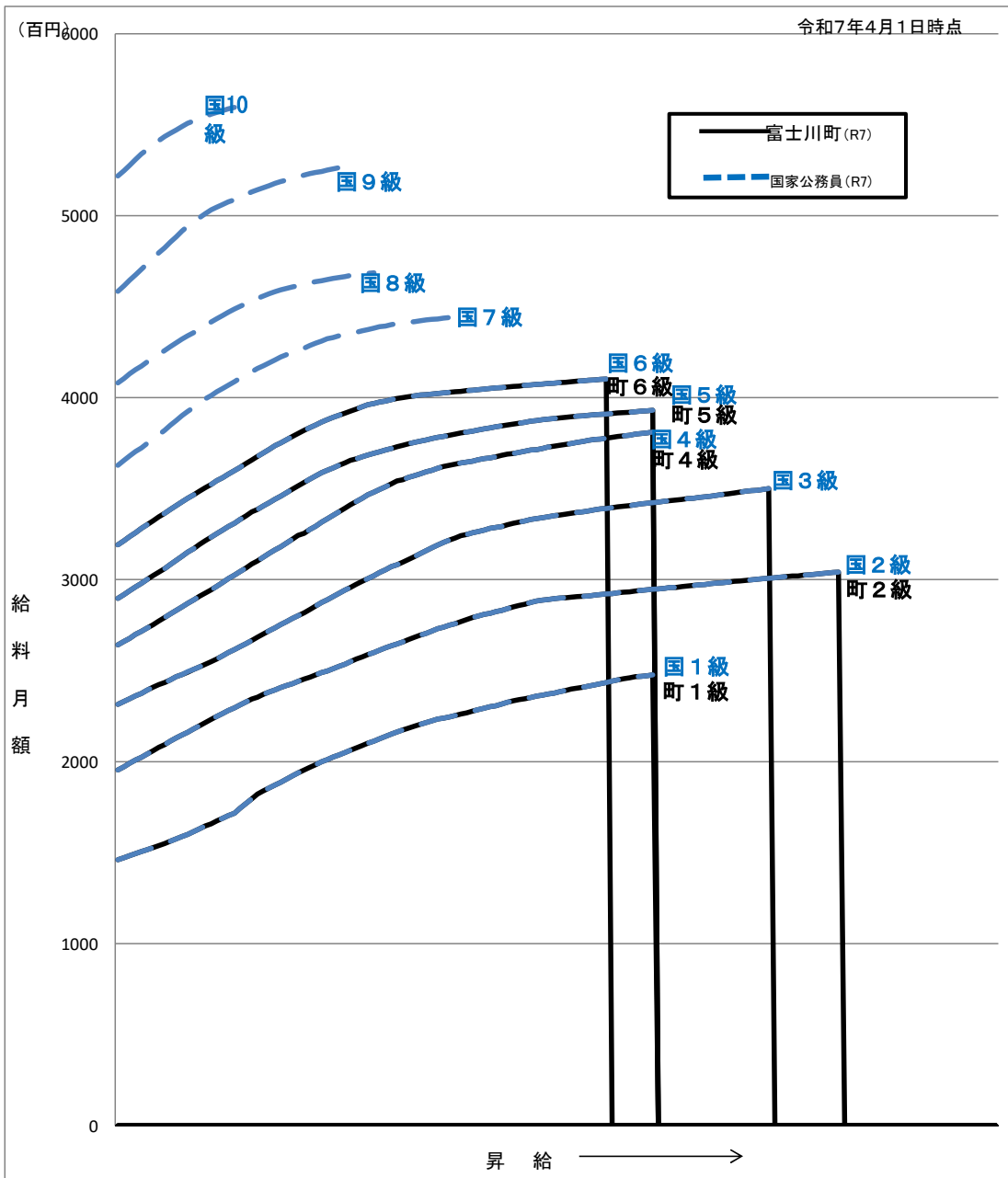
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
6 級	会計管理者 課長 参事 局長	19 人	11.7 %	355,200 円	415,700 円
5 級	所長 課長補佐	21 人	13.0 %	321,300 円	398,200 円
4 級	主幹	37 人	22.8 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主査 副主査	35 人	24.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主任	17 人	10.5 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事 技師 主事補 技師補	28 人	17.3 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（富士川町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,753 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,695 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (富士川町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

富士川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
(退職時特別昇給)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	千円	12,058 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

※富士川町は、地域手当の対象外地域となります。

支給実績 (令和〇年度決算)		— 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額(令和〇年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)				85 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				9,400 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				5.7 %
手当の種類(手当数)				5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	0円	日額 1,000円
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	2,000円	日額 1,000円
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	83,000円	1件 1,000円
行旅病人取扱手当	行旅病人の保護に従事した職員	行旅病人の保護・収容	0円	日額 1,500円
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	0円	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	17,552 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	146 千円
支給実績 (令和5年度決算)	22,303 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	184 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算 5,000円	同		11,468 千円	254,844 円
住居手当	借家等居住月額16,000円を超える家賃を支払う職員 上限28,000円	同		5,082 千円	169,400 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～31,600円	同		2,333 千円	40,244 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		15,192 千円	389,538 円
宿日直手当	1回 4,400円			2,143 千円	18,965 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	685,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円		
	副 町 長	580,000	円	680,000 円 /	430,400 円	
	教 育 長	538,000	円			
報 酬	議 長	295,000	円	408,000 円 /	230,000 円	
	副 議 長	240,000	円	342,000 円 /	180,000 円	
	議 員	220,000	円	323,000 円 /	157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)				
	副 町 長 教 育 長	4.60	月分			
議 長 副 議 長 議 員	議 長	(令和6年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.60	月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額 × 在職月数 × 0.42		1,381万円	任期毎	
		給料月額 × 在職月数 × 0.25		696万円	任期毎	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

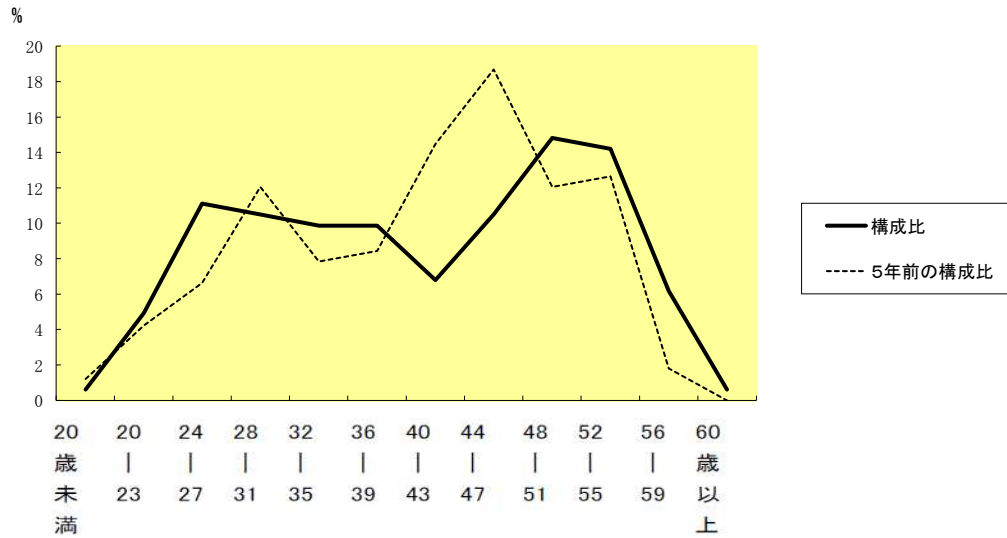
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	施設整備担当の廃止等 傷病職員の欠員補充
		総務	45	42	△ 3	
		税務	9	10	1	
		農水	8	8	0	
		商工	4	4	0	
土木		11	10	△ 1		
民生 衛生		40	41	1		
	計	131	130	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.35 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.31 人)	
	教育部門	17	16	△ 1	教育次長の欠員	
	小 計	148	146	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 104.84 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 109.63 人)	
公 等 営 会 企 業 部 門	上下水道	8	8	0	包括支援センター欠員	
	その他	9	8	△ 1		
	小 計	17	16	△ 1		
合 計		165 [178]	162 [178]	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.33 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	18人	17人	16人	16人	11人	17人	24人	23人	10人	1人	162人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	137	138	135	133	131	130	△7 (△5.1%)
教育	13	16	14	16	17	16	3 (23.1%)
消防							
普通会計	150	154	149	149	148	146	△4 (△2.7%)
公営企業等会計	16	16	17	17	17	16	
総合計	166	170	166	166	165	162	△4 (△2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 228,776	千円 12,054	千円 14,757	% 6.45	% 5.91

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,404千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2	千円 8,510	千円 2,291	千円 3,956	千円 14,757	千円 7,379	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士川町	46.3 歳	340,000 円	531,333円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士川町水道事業		富士川町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,978千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,753千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

富士川町水道事業			富士川町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
			（退職時特別昇給）		
			1人当たり平均支給額	12,058千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	230 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	115 千円
支給実績（令和5年度決算）	261 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	130 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算5,000円	同		678千円	339,000円
住居手当	借屋等住居月額 16,000円を超える家賃を支払う職員 上限 28,000円	同		258千円	258,000円
通勤手当	通勤距離の片道が2km以上の職員で、その距離に応じて月額2,000円～ 31,600円	同		22 千円	21,828円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		420千円	420,000円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 124,472	千円 1,301	千円 10,143	% 8.15	% —

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2	千円 6,505	千円 2,093	千円 1,545	千円 10,143	千円 5,072	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士川町	31.0 歳	301,000 円	491,875円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士川町簡易水道事業		富士川町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 773千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,753千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

富士川町簡易水道事業			富士川町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
			（退職時特別昇給）		
			1人当たり平均支給額	12,058千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	814 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	407 千円
支給実績（令和5年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算5,000円	同		0千円	0円
住居手当	借屋等住居月額 16,000円を超える家賃を支払う職員 上限 28,000円	同		486千円	243,000円
通勤手当	通勤距離の片道が2km以上の職員で、その距離に応じて月額2,000円～ 31,600円	同		0千円	0円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		0千円	0円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 544,736	千円 3,650	千円 8,528	% 1.57	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 2,638 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2	千円 4,144	千円 2,208	千円 2,176	千円 8,528	千円 4,264	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士川町	41.0 歳	317,000 円	506,222円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士川町下水道事業		富士川町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,212千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,753千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

富士川町下水道事業			富士川町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
			（退職時特別昇給）		
			1人当たり平均支給額	12,058千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	8千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	4千円
支給実績（令和5年度決算）	—千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	—千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算5,000円	同		180千円	180,000円
住居手当	借屋等住居月額 16,000円を超える家賃を支払う職員 上限 28,000円	同		288千円	288,000円
通勤手当	通勤距離の片道が2km以上の職員で、その距離に応じて月額2,000円～ 31,600円	同		0千円	0円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		300千円	300,000円